

①在宅の障がい者及び要介護者へのPCR検査について

1 事業の開始時期

令和4年4月下旬から運用開始（予定）

○検査業務

- ・4月上旬～下旬 検査機関と契約締結

○訪問・検体採取業務

- ・4月8日 委託事業者の公募開始
- ・4月下旬 応募のあった訪問看護事業所と順次契約締結（複数事業所）

2 対象者

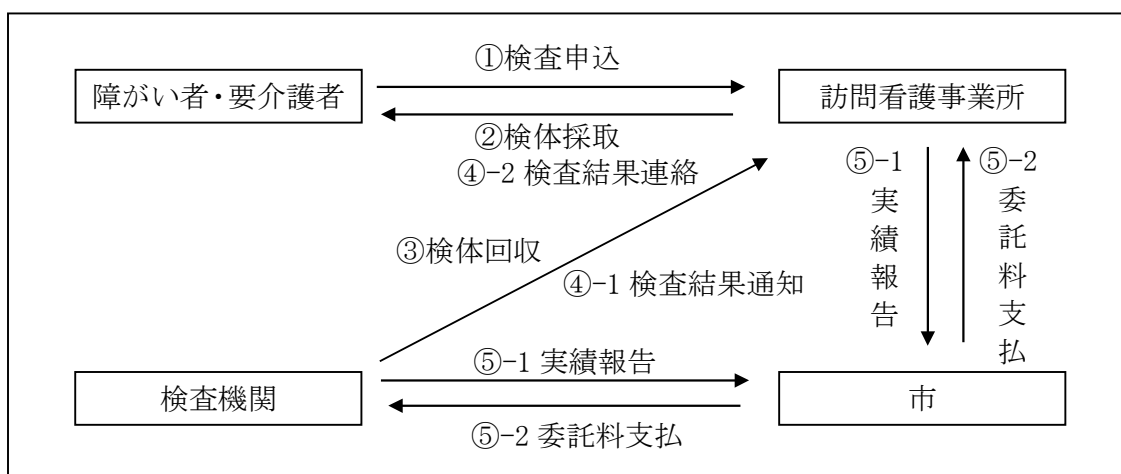
宮崎市内に居住する在宅の障がい者及び要介護者のうち、新型コロナウイルス感染症の感染に不安を感じるが無症状であり、県のPCR検査センターで検査を受けることが困難である障がい者及び要介護3～5の要介護認定者

3 対象期間

宮崎市が国若しくは県独自の「緊急事態宣言」若しくは「蔓延防止等重点措置」の対象区域となった期間又は「(赤)感染急増圏域」に指定された期間

4 実施方法

- ① 新型コロナウイルス感染症について、不安を感じる障がい者及び要介護者が訪問看護事業所へ連絡し、申込みを行う。
- ② 訪問看護事業所の看護師等が障がい者宅及び要介護者宅を訪問し、検体を採取する。
- ③ その検体を検査機関が回収し、PCR検査を実施する。
- ④ 検査結果は、原則、検査日の翌日までに検査機関から訪問看護事業所を通して障がい者宅及び要介護者宅に連絡する。
- ⑤ 市は、訪問看護事業所及び検査機関からの実績報告に基づき、委託料を支払う。



5 事業費

障がい福祉課：1, 135千円、介護保険課：5, 448千円

【問い合わせ】

宮崎市福祉部障がい福祉課 21-1772
介護保険課 21-1777